第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節　樹木等管理協定

第三十八条第一項中「第七条第三項第四号イ」を「第七条第三項第四号」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、同条第四項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第三十九条及び第四十条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第四十一条中「都道府県知事」を「市町村長」に改め、「又は当該都道府県」を削る。

第四十四条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第四十五条の見出しを「（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号イ」を「第七十条第一号イ」に、「第六十九条各号」を「第七十条各号」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第七十一条」に、「又はニ(1)」及び「若しくはニ(1)」を「前条第一号」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十八条中「第七条の」を「第七条第一項の」に改める。

（首都直下地震対策特別措置法の一部改正）

第二十二条　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に改める。

第三十三条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十三条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二　削除

別表の八の二の項中「都市公園占用保育所等施設設置事業」を「削除」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前にされた都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいい、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十条の二第一項の内閣総理大臣の認定を受けている同項の区域計画に定められた同条第二項の区域に係るものに限る。）の占用についての都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請であって、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　稲田　朋美

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十七号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律

（電波法の一部改正）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四　無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ　人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）　その人工衛星の軌道又は位置

ロ　人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局　移動範囲

第六条第一項第七号中「第三十八条の二第一項」の下に「、第七十条の五の二第一項」を加え、同条第三項第一号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「それら」を「、これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その船舶に関する前項第一号イからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

第二十条第四項中「又は」を「、又は」に改め、同条第六項中「許可に」の下に「ついて」を加え、同条第七項中「船舶局」の下に「若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を加え、同条第八項及び第十項中「準用する」を「ついて準用する」に改める。

第二十四条の二第四項第二号中「一年」の下に「（無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）」を加える。

第二十六条の二第一項中「、おおむね三年ごとに」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「及び」を「、及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「必要」を「、必要」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条の十七中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改める。

第三十八条の三第一項第二号中「一年」の下に「（技術基準適合証明を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）」を加え、同項第三号イ中「にあつては」を「には」に改める。